



神奈川県  
企業庁

令和3年度

# 企業庁事務事業の概要

---

令和3年6月

# 目 次

ページ

<b>I</b>	企業庁の概況	
1	企業庁の概況	1
2	企業庁における事業設置の推移	2
<b>II</b>	企業庁機構の概要	
1	企業庁組織図（機構と幹部職員一覧表）	3
2	企業庁職員配置表	4
3	企業庁の事務分掌	5
(1)	総務室	5
(2)	財務部	5
(3)	水道部	6
(4)	利水電気部	7
<b>III</b>	企業庁予算の概要	
1	令和3年度公営企業会計当初予算の概要	14
2	当初予算額総括表	15
<b>IV</b>	企業庁事業の概要	
1	水道事業	16
(1)	経営の目標	16
(2)	現有施設の概況	16
(3)	水道営業所の所管区域等	18
(4)	令和3年度当初予算の概要	20
(5)	令和3年度水道事業主要事業体系図	22
(6)	主な事業の概要	23
2	電気事業	29
(1)	経営の目標	29
(2)	現有施設の概況	29
(3)	令和3年度当初予算の概要	32
(4)	令和3年度電気事業主要事業体系図	34
(5)	主な事業の概要	35
3	公営企業資金等運用事業	38
(1)	経営の目標	38
(2)	地域振興施設の概況	39
(3)	令和3年度当初予算の概要	40
(4)	主な事業の概要	40

4	相模川総合開発共同事業	42
(1)	経営の目標	42
(2)	現有施設の概況	43
(3)	令和3年度当初予算の概要	44
(4)	主な事業の概要	44
5	酒匂川総合開発事業	45
(1)	経営の目標	45
(2)	現有施設の概況	45
(3)	令和3年度当初予算の概要	46
(4)	主な事業の概要	46

# I 企業庁の概況

## 1 企業庁の概況

企業庁は、昭和27年10月1日の地方公営企業法の施行に伴い、当時本県が実施していた県営水道事業（湘南地区）及び県営相模原水道事業を水道事業として、相模川河水統制事業を電気事業として、これらの事業を総合的に運営するために発足した。

その後、経済の発展や県民生活の向上に伴い逐次事業の拡大を図り、現在では、水道事業、電気事業、公営企業資金等運用事業、相模川総合開発共同事業及び酒匂川総合開発事業の5事業を独立採算制のもとに運営している。

### 水道事業

水道事業は、湘南、県央、県北及び箱根地区など12市6町を給水区域とし、283万余人に給水する広域的な事業を経営している。

安全で良質な水を安定的に供給するため、長期的な視点に立って、水道施設の更新や維持管理に取り組むこととし、年間の管路更新率を1%以上にすることを目標に掲げて管路更新のスピードアップを図るほか、災害等に強い水道づくりのため、浄水場や配水池、重要給水拠点への供給管路等の耐震化を計画的に進めている。

### 電気事業

電気事業は、「水力発電」と「水の供給」を目的として、昭和13年に相模川河水統制事業を発足させ、相模ダム、沼本ダムを築造した。現在では、同ダムの管理を始め、県内の主な河川である相模川、酒匂川及び早川の各水系において、相模発電所など14か所の水力発電所を運転しており、その最大出力は、合計35万4,761キロワットである。

また、「再生可能エネルギー導入の推進」を目的として、谷ヶ原太陽光発電所及び愛川太陽光発電所を運転しており、その最大出力は、合計2,896キロワットである。

その他、神奈川県（水道事業）、横浜市及び川崎市に水道用原水を供給するとともに、相模貯水池の上流域の災害防止と有効貯水容量の維持を図るため、相模貯水池堆砂対策事業として、しゅんせつ等の対策を行っている。

### 公営企業資金等運用事業

公営企業資金等運用事業は、県公営企業の剰余金により設置され、一般会計、他の特別会計等に対し資金の長期貸付を行っている。

また、多様化する県民ニーズに応えるため、地域振興施設としての駐車場、スポーツ施設、多目的ビル等の運営や整備を行う地域振興事業のほか、土地、建物等の資産運用及び公営企業の開発調査を行っている。

### 相模川総合開発共同事業

相模川総合開発共同事業は、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市が共同事業として建設した城山ダム、寒川取水施設、串川取水施設等の維持管理及び取水量の管理を企業庁が共同事業者から委託を受けて行うとともに、共同事業者に水道用原水の分水を行っている。

また、「相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例」に基づいて津久井湖等の管理事務を行っている。

## 酒匂川総合開発事業

酒匂川総合開発事業は、神奈川県、神奈川県内広域水道企業団及び東京発電株式会社から委託を受けて企業庁が建設した三保ダムの維持管理を企業庁が神奈川県から委任を受けて行うとともに、三保ダム下流河川の流量を確保し、また、飯泉取水堰で取水する神奈川県内広域水道企業団の水道用原水を確保している。

また、「相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例」に基づいて丹沢湖等の管理事務を行っている。

## 2 企業庁における事業設置の推移

企業庁における事業設置の推移は、次表のとおりである。

企業庁における事業設置の推移

事業名	地方公営企業法適用の種類	施行または適用年月日	備考
水道事業	当然適用事業 (第2条第1項)	昭和 年 月 日 27. 10. 1	
電気事業	〃	27. 10. 1	
川崎臨海工業地帯造成事業	任意全部適用事業 (第2条第3項)	30. 10. 10	造成面積444万5,771㎡ 昭和39年3月31日完了
扇島埋立事業	〃	32. 10. 1	造成面積141万3,506㎡ 昭和38年3月31日完了
公営企業資金等運用事業	〃	33. 4. 1	
相模川第2次河水統制事業	〃	33. 4. 1	相模川総合開発共同事業の発足により昭和36年3月31日で廃止
相模川総合開発共同事業	〃	36. 4. 1	
内陸工業地帯土地造成事業	〃	36. 10. 1	造成面積299万225㎡ 昭和47年3月31日完了
相模川高度利用事業	〃	41. 4. 1	昭和47年3月31日完了
酒匂川総合開発事業	〃	44. 4. 1	
扇島埋立事業	〃	46. 4. 1	造成面積85万9,005㎡ 昭和49年3月31日完了
土地造成事業	〃	平成 3. 4. 1	造成面積37万3,608㎡ 平成11年3月31日完了

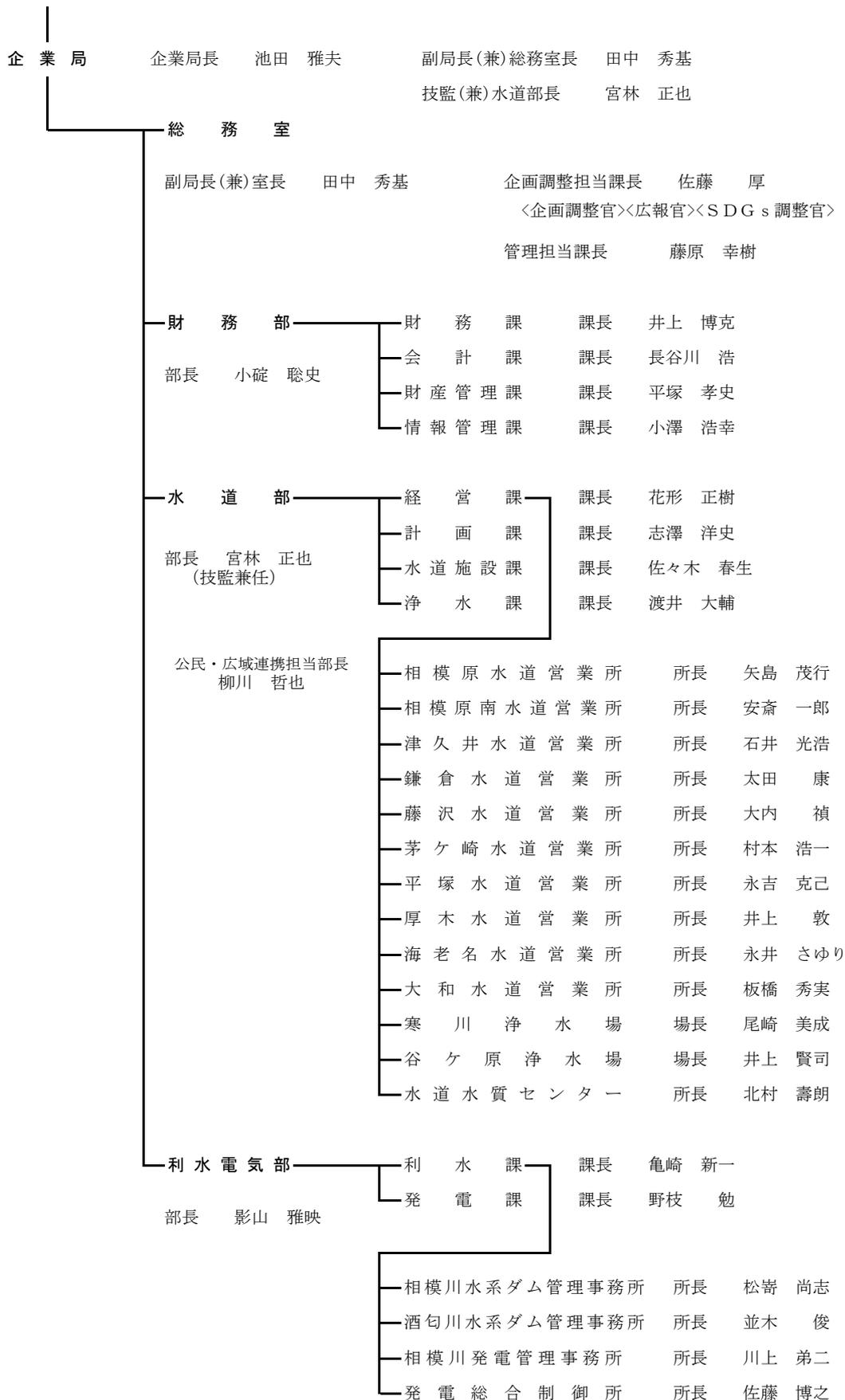
## Ⅱ 企業庁機構の概要

# 1 企業庁組織図（機構と幹部職員一覧表）

令和3年4月1日現在

公営企業管理者  
企業庁長

長谷川 幹男



## 2 企業庁職員配置表

令和3年4月1日現在  
(単位：人)

所 属 等		職員数	所 属 等		職員数
企 業 局 長		1	出 先 機 関	相 模 原 水 道 営 業 所	37 (2)
副 局 長		1		相 模 原 南 水 道 営 業 所	29 (1)
総 務 室		23		津 久 井 水 道 営 業 所	23 (1)
財 務 部	財 務 部 長	1		鎌 倉 水 道 営 業 所	43 (4)
	財 務 課	13		藤 沢 水 道 営 業 所	43 (3)
	会 計 課	14 (1)		茅 ヶ 崎 水 道 営 業 所	30 (5)
	財 産 管 理 課	16		平 塚 水 道 営 業 所	41 (3)
	情 報 管 理 課	17 (1)		厚 木 水 道 営 業 所	43 (1)
	計	61 (2)		海 老 名 水 道 営 業 所	28 (4)
水 道 部	水 道 部 長	1		大 和 水 道 営 業 所	28 (4)
	公 民 ・ 広 域 連 携 担 当 部 長	1		寒 川 浄 水 場	110 (8)
	経 営 課	21		谷 ヶ 原 浄 水 場	57 (1)
	計 画 課	15		水 道 水 質 セ ン タ ー	19 (1)
	水 道 施 設 課	31		相 模 川 水 系 ダ ム 管 理 事 務 所	92 (4)
	浄 水 課	15		酒 匂 川 水 系 ダ ム 管 理 事 務 所	51 (6)
	計	84		相 模 川 発 電 管 理 事 務 所	29
利 水 電 気 部	利 水 電 気 部 長	1		発 電 総 合 制 御 所	22
	利 水 課	17			
	発 電 課	12			
	計	30			
本 庁 機 関 計		200 (2)	出 先 機 関 計		725 (48)
			合 計		925 (50)

注 ( ) 内数字は再任用職員を内数で示す。

### 3 企業庁の事務分掌

#### (1) 総 務 室

- ア 条例、規則、規程等に関すること。
- イ 公印に関すること。
- ウ 文書の受領、発送、記録、編さん及び保存に関すること。
- エ 神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）に基づく事務の指導及び助言に関すること。
- オ 神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）に基づく事務の指導及び助言に関すること。
- カ 労働協約に関すること。
- キ 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。
- ク 職員の表彰及びほう賞に関すること。
- ケ 組織及び職員の定数に関すること。
- コ 職員の考査に関すること。
- サ 職員の賠償責任に関すること。
- シ 職員の給与、旅費、勤務時間その他勤務条件に関すること。
- ス 職員の研修に関すること。
- セ 職員の福利厚生及び安全衛生に関すること。
- ソ 企業庁の危機管理及び災害対策に関すること。
- タ 関係団体との連絡調整に関すること。
- チ 企業庁の事業経営改善に係る計画及び調整に関すること。
- ツ 事務事業の企画及び調整に関すること。
- テ 公営企業の開発調査（水資源及び新エネルギーに関することを除く。）に関すること。
- ト 重要施策の審議、調整及び進行管理に関すること。
- ナ 業務の改善に関すること。
- ニ 企業庁の広報広聴活動の総合的企画及び調整に関すること。
- ヌ 一般財団法人かながわ水・エネルギーサービスに関すること。
- ネ その他庁内他課の主管に属しないこと。

#### (2) 財 務 部

##### 財 務 課

- ア 業務状況の公表に関すること。
- イ 資金計画その他財政計画に関すること。
- ウ 予算の原案の作成及び経理に関すること。
- エ 決算に関すること。
- オ 剰余金の処分及び積立金に関すること。
- カ 経理の指導及び調整に関すること。
- キ 公営企業資金等運用事業に関すること（企業局財務部財産管理課及び神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所の所管に係るものを除く。）。
- ク 企業債及び一時借入金に関すること。
- ケ 県議会との連絡に関すること。
- コ その他財務に関する事務の総括に関すること。

## 会 計 課

- ア 予算の執行に関すること。
- イ 金融機関に関すること。
- ウ 金銭出納に関すること。
- エ 競争入札の参加者の資格に関すること。
- オ 工事請負業者並びに委託業者及び物品等の購入業者の調査選定に関すること。

## 財 産 管 理 課

- ア 固定資産及びたな卸資産に関する事務の総括に関すること。
- イ 固定資産の減価償却及び評価に関すること。
- ウ 固定資産の取得、貸借、移転、管理及び処分に関すること。
- エ 貯蔵品に関する事務の総括及び総合調整に関すること。
- オ 貯蔵品の取得、管理及び処分に関すること。
- カ 建築工事（管理者が別に定めるものを除く。）に関すること。
- キ 神奈川臨海鉄道株式会社に関すること。
- ク 本庁の所管に属する損失補償に関すること（企業局利水電気部利水課の所管に係るものを除く。）。
- ケ 土地収用法（昭和26年法律第219号）及び公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）に係る事務に関すること。
- コ 不動産の登記及び登記権利証書の保存に関すること（神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所、神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所及び神奈川県企業庁相模川発電管理事務所の所管に係るものを除く。）。
- サ 公営企業資金等運用事業のうち地域振興施設等整備事業に関すること（神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所の所管に係るものを除く。）。

## 情 報 管 理 課

- ア 情報化の企画及び推進に関すること。
- イ 情報システムに係る調査、研究及び開発に関すること。
- ウ 情報システムの管理及び運用に関すること。

## (3) 水 道 部

### 経 営 課

- ア 水道事業の次に掲げる事項に関すること。
  - (ア) 事業経営の計画及び調整に関すること。
  - (イ) 水道料金及び水道利用加入金に関すること。
  - (ウ) 業務の指導及び調整に関すること。
- イ 公共下水道使用料の総括及びその徴収事務の指導に関すること。
- ウ 企業局水道部の所管事業の企画及び調整に関すること。
- エ 企業局水道部の広報広聴活動に関すること。
- オ 水道営業所、浄水場及び水道水質センターに関すること。
- カ その他企業局水道部内他課の主管に属しないこと。

## 計 画 課

- ア 水道事業の次に掲げる事項に関する事。
  - (ア) 水道法（昭和32年法律第177号）に係る認可の申請等に関する事。
  - (イ) 河川法（昭和39年法律第167号）に係る許可の申請等に関する事（神奈川県水道（寒川創設）、神奈川県水道谷ヶ原及び神奈川県水道（早戸川）の水利使用に係るものに限る。）。
  - (ウ) 水需要予測、供給計画及び水運用計画（分水及び受水に関するものを含む。）に関する事。
  - (エ) 水道施設の整備計画に関する事。
- イ 工事等の単価及び歩掛並びに技術指針、基準等に関する事。
- ウ 工事等の検査に関する事。

## 水 道 施 設 課

- 水道事業の次に掲げる事項に関する事。
  - ア 送配水施設の運営指導及び維持管理に関する事（企業局水道部浄水課の所管に係るものを除く。）。
  - イ 送配水管工事及び給水装置工事の技術指導に関する事。
  - ウ 給水装置工事事業者に関する事。
  - エ 大口径老朽管リフレッシュ事業等に係る実施計画、設計及び施行に関する事。
  - オ 漏水の調査及び分析に関する事。

## 浄 水 課

- ア 送配水施設の運営指導及び維持管理に関する事（電気機械設備に係るものに限る。）。
- イ 浄水及び水質に係る企画及び調整に関する事。
- ウ 公民連携の推進に係る企画及び調整に関する事。
- エ 取水施設、浄水施設及び水質検査施設の運営指導に関する事。
- オ 自家用電気工作物の運営指導に関する事。
- カ 法令に基づく電気及び機械施設の業務に関する事。
- キ 水道事業に係る水源かん養林に関する事。
- ク その他浄水及び水質に関する事。

## (4) 利 水 電 気 部

### 利 水 課

- ア 電気事業、相模川総合開発共同事業及び酒匂川総合開発事業の次に掲げる事項に関する事。
  - (ア) 水の供給及び水運用に関する事。
  - (イ) ダム、貯水池、取水施設、水路等に係る計画及び調整に関する事。
  - (ウ) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に係る許可、認可の申請等に関する事（ダム、貯水池、取水施設、水路等に係るものに限る。）。
  - (エ) 河川法に係る許可の申請等に関する事（企業局水道部計画課及び企業局利水電気部発電課の所管に係るものを除く。）。
  - (オ) 損失補償に関する事。

- (カ) 電気事業に係る水源かん養林に関する事。
- イ 企業局利水電気部の所管事業の企画及び調整に関する事。
- ウ 企業局利水電気部の広報広聴活動に関する事。
- エ ダム管理事務所、相模川発電管理事務所及び発電総合制御所に関する事。
- オ 相模川水系の水の総合運用に係る調整に関する事。
- カ 水資源の開発調査に関する事。
- キ 利水に関する調査及び研究に関する事。
- ク その他企業局利水電気部内他課の主管に属しない事。

## 発 電 課

- ア 電気事業の次に掲げる事項に関する事。
  - (ア) 企画、調査研究及び調整に関する事。
  - (イ) 電気事業法に係る許可、認可の申請等に関する事（企業局利水電気部利水課の所管に係るものを除く。）。
  - (ウ) 河川法に係る許可の申請等に関する事（発電の水利使用に係るものに限る。）。
  - (エ) 発電設備の計画及び調整に関する事。
  - (オ) 発電設備の保安に関する事。
  - (カ) 発電所の運用に関する事。
  - (キ) 送配電線路及び通信設備に関する事。
  - (ク) 発電事業における電気の供給に関する契約に関する事。
  - (ケ) 早戸川発電所に関する事。
  - (コ) 谷ヶ原太陽光発電所に関する事。
  - (ク) 愛川太陽光発電所に関する事。
- イ 新エネルギーの開発調査に関する事。

< 出先機関 >

名 称	位 置	分 掌 事 務
神奈川県企業庁 相模原水道営業所	相模原市中央区光が丘 二丁目18番56号	1 送水、配水及び給水関係工事の設計及び施行に関する こと。
神奈川県企業庁 相模原南水道営業所	相模原市南区相模大野 六丁目3番1号	2 固定資産（量水器を除く。）の取得、貸借、移転、管 理及び処分に関すること。
神奈川県企業庁 津久井水道営業所	相模原市緑区中野 252番地の1	3 量水器の移転及び管理に関すること。 4 貯蔵品の管理に関すること。 5 消耗品、消耗工具、器具及び備品の取得、管理及び処 分に関すること。
神奈川県企業庁 鎌倉水道営業所	鎌倉市御成町12番18号	6 量水器の点検及び水道料金、水道利用加入金、手数 料、分担金その他事業収入の徴収に関すること。 7 公共下水道使用料の徴収に関すること。 8 配水池に関すること。
神奈川県企業庁 藤沢水道営業所	藤沢市鶴沼石上二丁目 6番1号	9 給水装置工事事業者に関すること。 10 その他給水業務に関すること。 11 出納に関すること。 12 損失補償に関すること。
神奈川県企業庁 茅ヶ崎水道営業所	茅ヶ崎市本村四丁目 5番22号	13 その他庶務及び経理関係事務に関すること。 14 足柄下郡箱根町の区域内における次に掲げる事項に関する こと。
神奈川県企業庁 平塚水道営業所	平塚市西八幡一丁目 3番1号	(1) 水源及び浄水場の運営に関すること。 (2) 送水、配水及び給水に関すること。 (3) ポンプ所に関すること。 (4) 薬品類の取得に関すること。 (5) 水道施設における水道水質管理の企画及び調整に関する こと。 (6) 水道施設における水質の検査に関すること。
神奈川県企業庁 厚木水道営業所	厚木市水引二丁目 3番1号	※ 但し、14は神奈川県企業庁平塚水道営業所に限る。
神奈川県企業庁 海老名水道営業所	海老名市上郷717番地	
神奈川県企業庁 大和水道営業所	大和市西鶴間三丁目 12番18号	

名 称	位 置	分 掌 事 務
神奈川県企業庁 寒川浄水場	高座郡寒川町宮山 4271番地	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平塚市、大和市、伊勢原市及び高座郡寒川町の区域内における取水に係る次に掲げる事項に関する事  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 水源及び浄水場の運営に関する事</li> <li>(2) 水質の検査（浄水に関するものに限る。）に関する事</li> </ol> </li> <li>2 平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町並びに中郡大磯町及び二宮町の区域内におけるポンプ所（附帯設備を含む。）に関する事</li> <li>3 浄水場から配水池までの送水に関する事（神奈川県企業庁平塚水道営業所及び神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場の分掌事務に属することを除く。）</li> <li>4 配水運用に関する事（神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場の分掌事務に属するものを除く。）</li> <li>5 水道営業所が所管する電気機械設備に関する事（神奈川県企業庁平塚水道営業所の分掌事務に属するものうち足柄下郡箱根町の区域内における事項に関するもの及び神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場の分掌事務に属するものを除く。）</li> <li>6 神奈川県企業庁水道水質センターに関する事（神奈川県企業庁水道水質センターの分掌事務に属するものを除く。）</li> <li>7 水道記念館に関する事</li> <li>8 固定資産（量水器を除く。）の取得、貸借、移転、管理及び処分に関する事</li> <li>9 薬品類の取得及び貯蔵品の管理に関する事</li> <li>10 消耗品、消耗工具、器具及び備品の取得、管理及び処分に関する事</li> <li>11 出納に関する事</li> <li>12 損失補償に関する事</li> <li>13 その他庶務及び経理関係事務に関する事</li> </ol>
神奈川県企業庁 谷ヶ原浄水場	相模原市緑区谷ヶ原 二丁目6番1号	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相模原市の区域内における取水に係る次に掲げる事項に関する事  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 水源及び浄水場の運営に関する事</li> <li>(2) 水質の検査（浄水に関するものに限る。）に関する事</li> </ol> </li> <li>2 相模原市及び愛甲郡愛川町の区域内におけるポンプ所（附帯設備を含む。）に関する事</li> <li>3 谷ヶ原浄水場、落合浄水場、鎌沢浄水場、底沢浄水場、和田浄水場、鳥屋浄水場及び長野浄水場から配水池までの送水に関する事</li> <li>4 相模原市及び愛甲郡愛川町の区域内における配水運用に関する事</li> <li>5 神奈川県企業庁相模原水道営業所、神奈川県企業庁津久井水道営業所及び神奈川県企業庁厚木水道営業所（愛甲郡愛川町の区域内に限る。）の所管する電気機械設備に関する事</li> <li>6 固定資産（量水器を除く。）の取得、貸借、移転、管理及び処分に関する事</li> <li>7 薬品類の取得及び貯蔵品の管理に関する事</li> <li>8 消耗品、消耗工具、器具及び備品の取得、管理及び処分に関する事</li> </ol>

名 称	位 置	分 掌 事 務
		9 出納に関すること。 10 損失補償に関すること。 11 その他庶務及び経理関係事務に関すること。
神奈川県企業庁 水道水質センター	高 座 郡 寒 川 町 宮 山 4058 番 地	1 水道水質管理の企画及び調整（神奈川県企業庁平塚水道営業所の分掌事務に属するものを除く。）に関すること。 2 水質の検査（神奈川県企業庁平塚水道営業所、神奈川県企業庁寒川浄水場及び神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場の分掌事務に属するものを除く。）に関すること。 3 水質に関する調査及び研究に関すること。 4 固定資産（量水器を除く。）、貯蔵品、消耗品、消耗工具、器具及び備品の管理に関すること。 5 その他庶務に関すること。
神奈川県企業庁 相模川水系ダム管理 事務所  同 寒川取水管理所	相 模 原 市 緑 区 城 山 二 丁 目 9 番 1 号  高 座 郡 寒 川 町 宮 山 4271 番 地	1 相模川総合開発共同事業に係る次に掲げる事項に関すること。 (1) 城山ダム、寒川取水施設、串川取水施設及び連絡水路の操作及び維持管理に関すること。 (2) 分水に関すること。 (3) 旧相模原畑地かんがい用導水施設の維持管理に関すること。 2 電気事業に係る次に掲げる事項に関すること。 (1) 相模ダム、沼本ダム、道志ダム、牧野取水ダム及び本沢ダムの操作及び維持管理に関すること。 (2) 相模発電所、津久井発電所、道志第1発電所、道志第2発電所、道志第3発電所、道志第4発電所、愛川第1発電所、愛川第2発電所、柿生発電所及び城山発電所（以下「相模川水系発電所」という。）の土木施設に関すること。 (3) 相模貯水池及び道志調整池の保全に関すること。 (4) 水源かん養林に関すること。 (5) 水の供給に関すること。 3 相模川水系の水の総合運用に関すること。 4 相模川水系の流量調査に関すること。 5 固定資産の取得、貸借、移転、管理及び処分に関すること。 6 消耗品、消耗工具、器具及び備品の取得、管理及び処分に関すること。 7 出納に関すること。 8 損失補償に関すること。 9 不動産の登記及び登記権利証書の保存に関すること。 10 事業の調査、資料の整備及び広報に関すること。 11 電気関係諸施設の操作及び維持管理に関すること。 12 警報の伝達等に関すること。 13 相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例（昭和39年神奈川県条例第94号。以下「行為の規制に関する条例」という。）第2条、第4条及び第5条に規定する事務（神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所の分掌事務に属するものを除く。）に関すること。 14 その他庶務及び経理関係事務に関すること。

名 称	位 置	分 掌 事 務
神奈川県企業庁 酒匂川水系ダム管理 事務所	足柄上郡山北町神尾田 734	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 酒匂川総合開発事業に係る次に掲げる事項に関する こと。 (1) 三保ダムの操作及び維持管理に関すること。 (2) 飯泉取水せきにおける取水量の確保に関すること。 (3) 三保ダム周辺地域の振興の用に供する施設等の管理 に関すること。</li> <li>2 電気事業に係る次に掲げる事項に関すること。 (1) 早川発電所、玄倉第1発電所及び玄倉第2発電所に 関すること（神奈川県企業庁発電総合制御所の分掌事 務に属するものを除く。）。</li> <li>(2) 品ノ木取水ダム、玄倉ダム及び熊木ダムの操作及び 維持管理に関すること。</li> <li>3 酒匂川水系及び早川水系の流量調査に関すること。</li> <li>4 固定資産の取得、貸借、移転、管理及び処分に関する こと。</li> <li>5 貯蔵品、消耗品、消耗工具、器具及び備品の取得、管 理及び処分に関すること。</li> <li>6 出納に関すること。</li> <li>7 損失補償に関すること。</li> <li>8 不動産の登記及び登記権利証書の保存に関すること。</li> <li>9 電気関係諸設備の操作及び維持管理に関すること。</li> <li>10 事業の調査、資料の整備及び広報に関すること。</li> <li>11 警報の伝達等に関すること。</li> <li>12 酒匂川本川における飯泉橋橋脚上流端から東海道本線 橋りょう橋脚下流端までの水域、酒匂川支川河内川にお ける中川橋上流端の上流300メートルから松ヶ山副えん 堤下流端までの水域、酒匂川支川玄倉川における新立間 えん堤下流端から下流の水域及び酒匂川支川世附川にお ける世附川橋上流端の上流270メートルの床止えん堤上 流端から下流の水域における行為の規制に関する条例第 2条、第4条及び第5条に規定する事務に関すること。</li> <li>13 公営企業資金等運用事業のうち地域振興施設等整備 事業に関すること（山北町洒水の滝遊歩道等整備 事業に係る工事に関することに限る。）。</li> <li>14 その他庶務及び経理関係事務に関すること。</li> </ol>
神奈川県企業庁 相模川発電管理事務所	相模原市緑区谷ヶ原 二丁目7番17号	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相模川水系発電所及び発電総合制御所に関すること （神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所及び神奈川県 企業庁発電総合制御所の分掌事務に属するものを除く。）。</li> <li>2 固定資産の取得、貸借、移転、管理及び処分に関する こと。</li> <li>3 貯蔵品、消耗品、消耗工具、器具及び備品の取得、管 理及び処分に関すること。</li> <li>4 出納に関すること。</li> <li>5 損失補償に関すること。</li> <li>6 不動産の登記及び登記権利証書の保存に関すること。</li> <li>7 相模川河水統制事業に係る分水の監視及び記録に関す ること。</li> <li>8 その他庶務及び経理関係事務に関すること。</li> </ol>

名 称	位 置	分 掌 事 務
神奈川県企業庁 発電総合制御所	相模原市緑区川尻 4454 番 地 の 3	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相模川水系発電所、早川発電所、玄倉第1発電所及び玄倉第2発電所の発電計画、給電及び運転制御に関すること。</li> <li>2 発電総合制御所及び城山発電所の固定資産、貯蔵品、消耗品、消耗工具、器具及び備品の管理に関すること。</li> <li>3 相模川水系発電所、早川発電所、玄倉第1発電所及び玄倉第2発電所の監視制御装置の管理に関すること。</li> <li>4 その他庶務に関すること。</li> </ol>

### Ⅲ 企業庁予算の概要

## 1 令和3年度公営企業会計当初予算の概要

### 経営計画を着実に推進し、災害への対策とデジタル化を加速する

- 水道事業、電気事業の両「経営計画」に掲げた、「年間の管路更新率1%」目標の達成に向けた水道管路の更新や、老朽化した相模ダムの「リニューアル事業」など、主要な取組みを着実に推進する。
- 大規模地震の発生に備え、水道施設の耐震化を進めるとともに、近年の台風などによる大規模な被害の教訓を踏まえ、浸水、停電対策の充実など、風水害への備えをさらに強化する。
- 水道関係申請手続の電子化や水力発電所設備の保守点検の遠隔化など、デジタル・トランスフォーメーションを積極的に進める。

### < 予算規模（支出） >

（単位 千円、%）

会 計	令和3年度 当初予算額 A	令和2年度 当初予算額 B	対前年度比較	
			増減額 A - B	伸率 A / B
水道事業会計	91,297,135	89,625,289	1,671,846	101.9
電気事業会計	10,211,687	10,674,429	△ 462,742	95.7
公営企業資金等 運用事業会計	8,448,530	8,583,595	△ 135,065	98.4
相模川総合開発 共同事業会計	2,670,547	2,413,466	257,081	110.7
酒匂川総合開発 事業会計	1,825,303	2,330,506	△ 505,203	78.3
合 計	114,453,202	113,627,285	825,917	100.7

（注1）「当初予算額」は、収益的支出（損益勘定）及び資本的支出（資本勘定）の予算額を合計したものである。

（注2）金額は、表示単位未満切捨てのため合計と符合しないことがある（次頁以降同様）。

## 2 当初予算額総括表

(単位：千円)

会計名	勘定区分	収入 予算額	支出 予算額	当年度損益及び 補填財源使用額の状況
水道事業会計	損益	61,044,239	56,833,614	当年度利益剰余金 2,345,211 (前年度利益剰余金 3,724,656)
	資本	16,379,190	34,463,521	補填財源使用額 18,084,331
	計	77,423,429	91,297,135	
電気事業会計	損益	8,363,640	8,059,424	当年度利益剰余金 166,339 (前年度利益剰余金 115,889)
	資本	2,024	2,152,263	補填財源使用額 2,150,239
	計	8,365,664	10,211,687	
公営企業資金等 運用事業会計	損益	977,548	707,611	当年度利益剰余金 249,753 (前年度利益剰余金 227,731)
	資本	3,329,349	7,740,919	補填財源使用額 4,411,570
	計	4,306,897	8,448,530	
相模川総合開発 共同事業会計	損益	2,024,879	2,024,879	
	資本	645,668	645,668	
	計	2,670,547	2,670,547	
酒匂川総合開発 事業会計	損益	1,466,210	1,466,210	
	資本	359,093	359,093	
	計	1,825,303	1,825,303	
合 計	損益	73,876,516	69,091,738	当年度利益剰余金 2,761,303 (前年度利益剰余金 4,068,276)
	資本	20,715,324	45,361,464	補填財源使用額 24,646,140
	計	94,591,840	114,453,202	

(注) 「前年度利益剰余金」は、令和2年度当初予算に基づいた数値である。

## IV 企業庁事業の概要

水 道 事 業

# 1 水道事業

## (1) 経営の目標

「神奈川県公営企業の設置等に関する条例」で定める水道事業の経営の目標は、次のとおりである。

### ア 給水地域（12市6町）

相模原市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市（旧橋町）・茅ヶ崎市・逗子市・厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・綾瀬市・葉山町・寒川町・大磯町・二宮町・箱根町・愛川町

イ 給水人口 290 万人

ウ 1日最大給水量 161 万立方メートル

## (2) 現有施設の概況（令和3年4月1日現在）

### ア 水源

（単位：m<sup>3</sup>/日）

区分	水源	水利権等				
		水量	内 訳			
自 己 水 源	相模川（寒川）	331,736	創 設		107,136	
			総合開発		187,000	
			高度利用 I		37,600	
	相模川（谷ヶ原）	187,344	創 設		7,344	
			河水統制		120,000	
総合開発			60,000			
湧水等	32,851 （注1）	湧水等	平塚	1,716（注2）		
			箱根	20,700		
		表流水等	藤野	2,858	相模湖	500
大山	1,000		津久井	6,077		
	計	551,931				
企 業 団 水 源	酒匂川	406,600	取水地点	小田原市飯泉		
	相模川	655,600	取水地点	海老名市社家	313,100	
			取水地点	寒川町宮山	342,500	
計	1,062,200					
合 計		1,614,131				

注1 湧水等の水量は取水能力である。

注2 平塚は休止中である。

県営水道の必要水量の大半は、相模川水系の寒川及び谷ヶ原地点からの自己水源と神奈川県内広域水道企業団からの受水でまかなっている。

相模川の源・・・忍野八海▶  
（山梨県南都留郡忍野村）



## イ 浄水施設

県営水道の主要な浄水場は、寒川浄水場と谷ヶ原浄水場であり、ともに相模川水系から表流水を取水し、浄化する施設である。

その他、湧水などを取水している小規模浄水施設等がある。

(単位：m<sup>3</sup>/日)

名称	所在地	浄水方法	最大供給量(注1)		完成年月
寒川浄水場	高座郡 寒川町宮山	急速ろ過	315,200	第2・3浄水場 315,200	昭和49年3月
谷ヶ原浄水場	相模原市 緑区谷ヶ原	急速ろ過	178,000	146,800	昭和38年12月
		緩速ろ過		31,200	昭和17年2月
その他	相模原市 緑区	急速ろ過	31,560	鳥屋 5,400	
	相模原市 緑区			鎌沢、落合、和田 2,560	
				底沢 400	
				長野 500	
	伊勢原市	膜ろ過		大山 1,000	
	箱根町			イタリー、品ノ木 7,200	
平塚市	消毒のみ	惣領分、吉沢(注2) 1,700			
箱根町		水土野 12,800			
計			524,760		
企業団受水量			987,900	相模原浄水場 248,900	昭和49年4月
				伊勢原浄水場 186,000	受水開始
				綾瀬浄水場 234,500	平成10年7月
合計			1,512,660	寒川第3浄水場 318,500	平成13年4月
				受水開始	

注1 最大供給量とは、水利権等の水量を考慮した送水可能な水量を示す。

注2 惣領分、吉沢は休止中。

寒川浄水場 ▶



ウ 送水施設	加圧ポンプ所	35 か所
	揚水ポンプ所	58 か所
	送水管延長	210,117.16メートル (令和3年4月1日現在)
エ 配水施設	配水池	110か所 (総有効貯水量 726,502立方メートル)
	配水管延長	9,195,554.04メートル (令和3年4月1日現在)
オ 送水量	337,709,546 立方メートル (令和2年度)	

### (3) 水道営業所の所管区域等

(単位：戸、人)

名 称	所 管 区 域	給水戸数	給水人口
相模原水道営業所	相模原市（緑区の一部（津久井水道営業所管内を除く。）及び中央区）	188,179	378,832
相模原南水道営業所	相模原市（南区）	142,331	280,112
津久井水道営業所	相模原市（緑区の一部（相模原水道営業所管内を除く。））	29,654	60,137
鎌倉水道営業所	鎌倉市、逗子市、三浦郡葉山町（上山口の一部及び下山口の一部を除く。）	133,370	261,439
藤沢水道営業所	藤沢市	212,033	438,519
茅ヶ崎水道営業所	茅ヶ崎市、高座郡寒川町、平塚市の一部（平塚水道営業所管内を除く。）	138,417	291,601
平塚水道営業所	平塚市（土屋の一部及び茅ヶ崎水道営業所管内を除く。）、小田原市の一部、中郡大磯町、二宮町、足柄下郡箱根町の一部	149,793	329,587
厚木水道営業所	厚木市、伊勢原市、愛甲郡愛川町の一部	155,493	333,105
海老名水道営業所	海老名市、綾瀬市	100,911	219,935
大和水道営業所	大和市	122,626	240,024
計		1,372,807	2,833,291

注 給水戸数及び給水人口については、令和3年4月1日現在のものである。



(4) 令和3年度当初予算の概要

ア 令和3年度水道事業会計当初予算額

(単位:千円)

科目等		年度	令和3年度 当初予算額 A	令和2年度 当初予算額 B	増減額 A-B
収益的 収支	収益的収入 a		61,044,239	60,753,753	290,486
	内 訳	水道料金	52,735,162	52,533,684	201,478
		水道利用加入金	1,812,415	2,037,546	△ 225,131
		その他収入	6,496,662	6,182,523	314,139
	収益的支出 b		56,833,614	55,213,665	1,619,949
	内 訳	職員費	6,602,616	6,562,116	40,500
		受水費	15,194,813	15,008,059	186,754
		動力費、薬品費及び修繕費	7,760,861	7,370,709	390,152
		減価償却費等	15,121,284	14,253,521	867,763
		支払利息	1,686,303	1,943,215	△ 256,912
その他支出		10,467,737	10,076,045	391,692	
消費税等資本的収支調整額 c		1,865,414	1,815,432	49,982	
当年度利益剰余金又は欠損金 (a-b-c) d		2,345,211	3,724,656	△ 1,379,445	
資本的 収支	資本的収入 ①		16,379,190	13,151,464	3,227,726
	資本的支出 ②		34,463,521	34,411,624	51,897
	内 訳	建設改良事業費等	21,410,603	20,921,625	488,978
		元金償還金	13,052,918	13,489,999	△ 437,081
資本的収支差引額 (①-②)		△ 18,084,331	△ 21,260,160	3,175,829	

(参考)

資金 収支	前年度末資金残高③	12,242,137	15,916,693	△ 3,674,556
	当年度分資金収支④	△ 438,571	△ 3,674,556	3,235,985
	資金残高 (③+④)	11,803,566	12,242,137	△ 438,571

(注1) 令和2年度当初予算額の「前年度末資金残高」は、令和元年度決算を反映させた額である。

(注2) 「当年度分資金収支」は、当年度利益剰余金・損益勘定留保資金等から資本的収支差引額を差し引いたものである。

## イ 水道料金収入の状況

### (7) 水道料金収入

年度		令和3年度	令和2年度	増減	前年度対比
区分		当初予算額	当初予算額		
給水区域		12市6町	12市6町	-	-
給水戸数		1,391,395戸	1,379,373戸	12,022戸	100.9%
給水人口		2,836,700人	2,832,368人	4,332人	100.2%
水道料金		52,735,162千円	52,533,684千円	201,478千円	100.4%
使用区分	家事用	37,242,280千円	34,393,031千円	2,849,249千円	108.3%
	業務用	14,180,698千円	16,845,412千円	△2,664,714千円	84.2%
	浴場用	21,816千円	51,455千円	△29,639千円	42.4%
	一時用	314,510千円	269,162千円	45,348千円	116.8%
	分水	975,858千円	974,624千円	1,234千円	100.1%

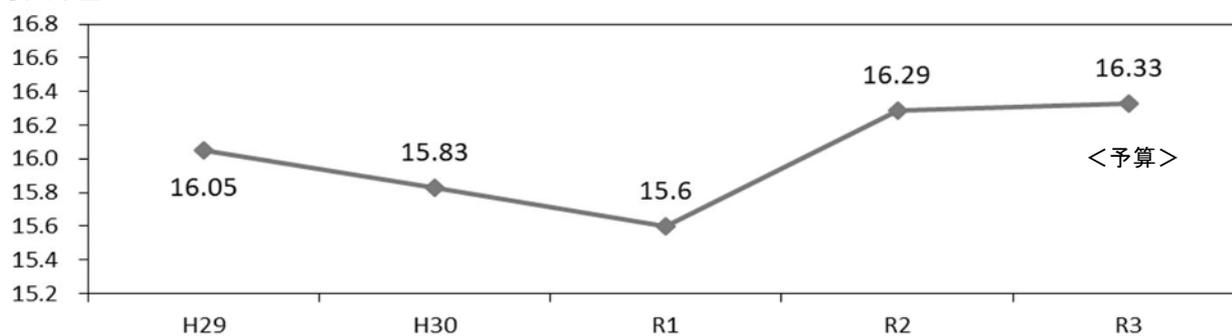
### (イ) 給水量

(単位：m<sup>3</sup>)

年度		令和3年度	令和2年度	増減	前年度対比
区分					
年間総給水量		314,915,528	303,931,340	10,984,188	103.6%
使用区分	家事用	261,477,153	243,318,227	18,158,926	107.5%
	業務用	45,683,112	52,766,405	△7,083,293	86.6%
	浴場用	293,727	776,667	△482,940	37.8%
	一時用	495,176	423,441	71,735	116.9%
	分水	6,966,360	6,646,600	319,760	104.8%

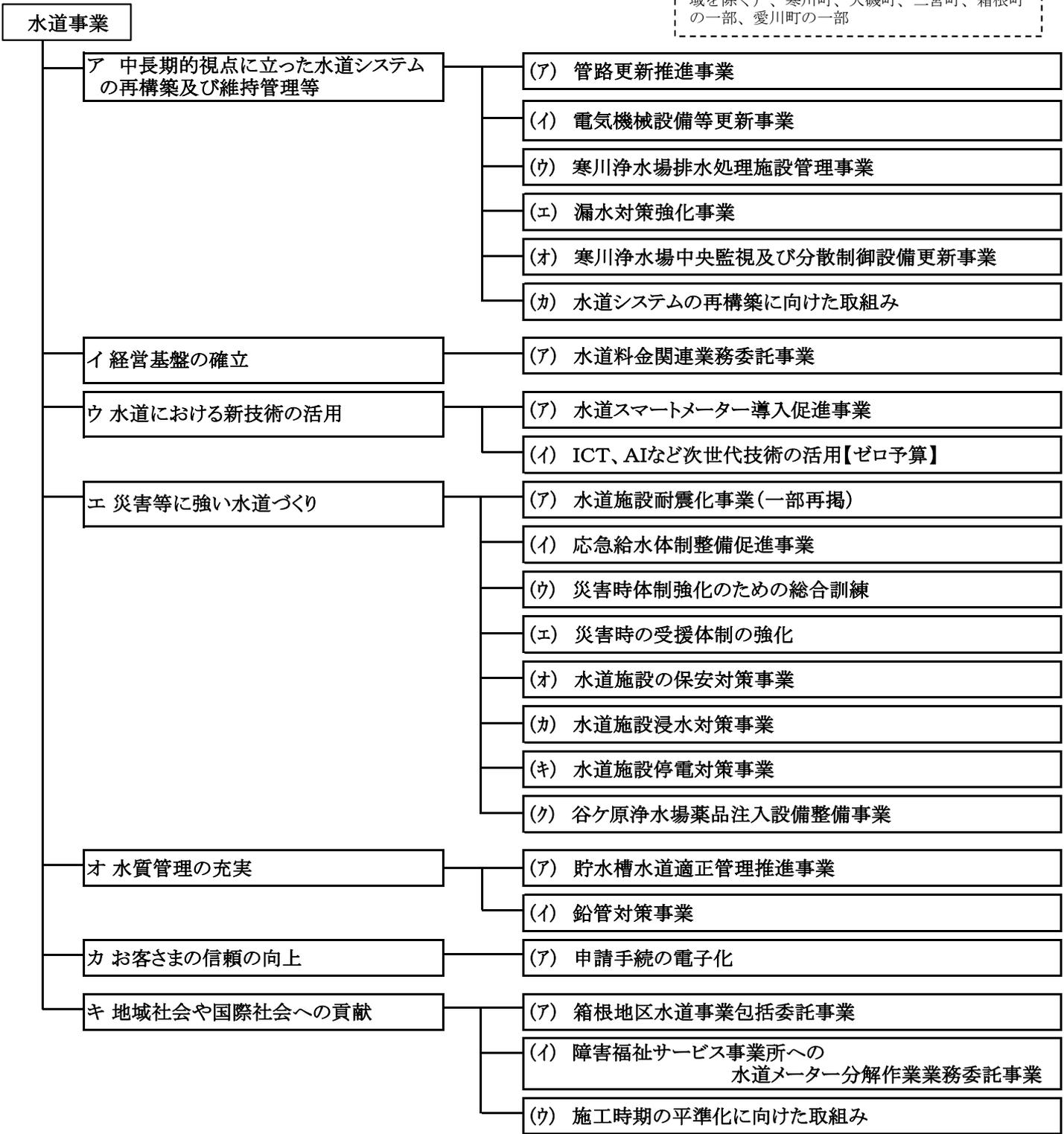
(参考) 家事用1戸1ヶ月当たりの使用水量の推移

使用水量 (m<sup>3</sup>)



(5) 令和3年度水道事業主要事業体系図

事業の対象区域（給水区域）  
相模原市（一部の地域を除く）、平塚市（一部の地域を除く）、鎌倉市、藤沢市、小田原市の一部、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、葉山町（一部の地域を除く）、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町の一部、愛川町の一部



## (6) 主な事業の概要

### ア 中長期的視点に立った水道システムの再構築及び維持管理等

#### (7) 管路更新推進事業 16,608,491 千円

将来にわたり安定給水を確保するため、水道管の耐久性を考慮して100年で一巡する更新サイクルを目標に、水道事業経営計画に基づき、年間の管路更新率を令和5年度には1%以上に引き上げるよう、管路更新の推進に取り組む。

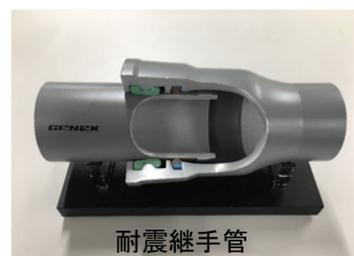
・更新延長 7.1 km (管路更新率 0.77%)

#### 管路更新と耐震化の関係

水道管路を更新する際には、全て震度7(東日本大震災クラス)でも耐久性があるとされている耐震継手管※を採用することから、老朽管を解消すると同時に耐震化が併せて図られる。

なお、耐震継手管は、技術の進歩により近年開発されたもので、100年間以上の使用が可能とされている。

※ 水道管と水道管をつなぐ「継手」部分が鎖構造になっており、管が伸び縮みしながら揺れを吸収するとともに、突部構造により水道管の抜け出しを防ぐことのできる離脱防止機能付きの水道管である。



耐震継手管

#### (イ) 電気機械設備等更新事業 1,575,525 千円

安定給水の確保を図るため、浄水場、配水池、ポンプ所等の老朽化した非常用発電設備などの設備を更新する。

#### (ロ) 寒川浄水場排水処理施設管理事業 775,988 千円

浄水場施設の効率的で効果的な事業運営を図るため、寒川浄水場排水処理施設の維持管理及び運営をPFI事業として実施する。

[債務負担行為] (債務負担行為限度額 20,646,000 千円 平成15～令和7年度)

#### (ハ) 漏水対策強化事業 218,812 千円

漏水事故を未然防止するため、基幹管路や国県道に埋設されている老朽管等の漏水調査を実施する。

#### (ニ) 寒川浄水場中央監視及び分散制御設備更新事業 752,528 千円

浄水場の安定した運営を図るため、老朽化した寒川浄水場の中央監視設備等の更新に加え、遠隔制御機能の追加や遠隔監視カメラを設置するなど、デジタル技術を活用して業務の効率化を図る。

[債務負担行為] (債務負担行為限度額 2,412,130 千円 令和元～3年度)

- (カ) 水道システムの再構築に向けた取組み 35,761 千円  
 水道システムの再構築に向けて、県内 5 事業者（神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団）では、現在 11 ヶ所ある浄水場を 8 ヶ所に統廃合することを目指して取組みを進めており、県営水道では寒川浄水場の廃止に向けた検討を開始する。

## イ 経営基盤の確立

- (7) 水道料金関連業務委託事業 1,418,593 千円  
 水道営業所における料金関連業務について、より一層の業務効率化を図るため、メーター検針業務や未納整理業務等に加え、窓口における料金取扱業務の委託を順次導入する。  
 [債務負担行為] （債務負担行為限度額 2,662,515 千円 令和 3～6 年度）

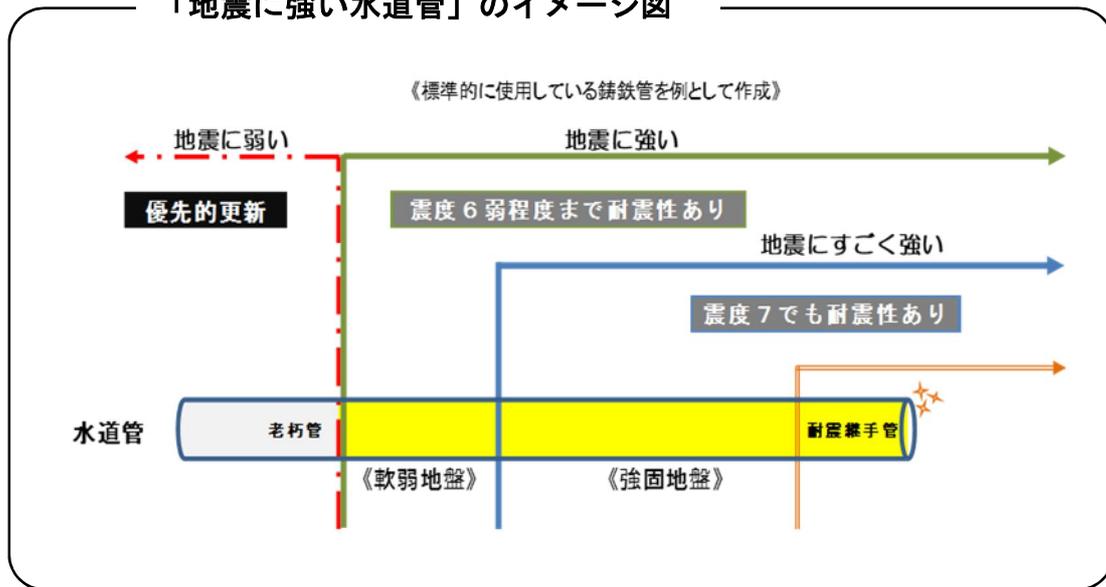
## ウ 水道における新技術の活用

- (7) 水道スマートメーター導入促進事業 2,082 千円  
 水道スマートメーターの早期導入に向けて、試行的導入により使用水量等のデータの活用方法を検討するとともに、他のライフライン事業者や水道事業者と連携した取組みを進める。
- (イ) ICT、AI など次世代技術の活用【ゼロ予算】 —  
 水道事業の効率的な運営と、人口減少の進展等により深刻化する担い手不足への対応に向けて、水道施設への ICT や AI などの次世代技術の活用について検討する。

## エ 災害等に強い水道づくり

- (7) 水道施設耐震化事業（一部再掲） 17,259,476 千円  
 大規模地震の発生に備え、浄水場や配水池等の耐震化を進めるほか、基幹管路や災害協力病院などの重要給水施設への供給管路を耐震継手管に取り替える。
- <内訳>
- |                |               |
|----------------|---------------|
| ・管路更新推進事業（再掲）  | 16,608,491 千円 |
| ・浄水場及び配水池等の耐震化 | 650,985 千円    |
| 合 計            | 17,259,476 千円 |

## 「地震に強い水道管」のイメージ図



- (イ) 応急給水体制整備促進事業 236,593 千円  
 大規模地震等の災害時における生活用水の確保を図るため、災害用指定配水池の緊急遮断弁設備の更新など応急給水体制の整備を促進する。
- (ウ) 災害時体制強化のための総合訓練 500 千円  
 大規模な災害発生時における速やかな応急復旧活動の体制強化を図るため、管工事業者と応急復旧工事等に係る合同訓練を行う。
- (エ) 災害時の受援体制の強化 500 千円  
 被災時に他の水道事業者からの応援を受け入れ、速やかな応急復旧活動が行える体制を整えるため、「災害時応援事業体用マニュアル」に基づき他の水道事業者と合同で訓練を行うほか、備品等の購入を行う。
- (オ) 水道施設の保安対策事業 134,150 千円  
 水道施設の保安対策のため、遠隔監視カメラやセンサー等による機械警備を行うほか、水道施設の巡回点検やテロ対策訓練を実施する。

(カ) 水道施設浸水対策事業

83,017 千円

相模川、目久尻川等の氾濫で想定される浸水等に対し、寒川浄水場と平塚揚水ポンプ所への浸水防止対策を段階的に実施する。

寒川浄水場



平塚揚水ポンプ所



(キ) 水道施設停電対策事業

52,721 千円

大規模災害時等の水道施設の停電対策強化のため、浄水場の非常用発電設備の燃料供給を確実に受けられる体制を構築するほか、揚水ポンプ所の受電設備の更新や電源車（令和2年度配備）との施設ごとの接続手順書の作成を行い、効率的な運用を図る。

<内訳>

・緊急時給油業務委託	9,453 千円
・受電設備の更新	6,171 千円
・電源車の効率的な運用	29,744 千円
・可搬型ディーゼル発電機の配備等	7,353 千円
合 計	52,721 千円

(ク) 谷ヶ原浄水場薬品注入設備整備事業

231,312 千円

富士山や箱根山などの火山災害に対応するため、薬品貯蔵量の確保や高機能な浄水薬品、アルカリ剤注入設備を導入する。

[債務負担行為] (債務負担行為限度額 246,631 千円 令和2～3年度)

オ 水質管理の充実

(7) 貯水槽水道適正管理推進事業

6,817 千円

貯水槽水道の管理に関して、有効貯水容量 8 m<sup>3</sup>以下の小規模貯水槽水道の所有者に対する適切な管理方法の周知と希望者に対する点検調査を実施する。

- ・ 貯水槽水道各戸調査等業務 実施対象戸数 2,100件

**(イ) 鉛管対策事業** **1,534 千円**

宅地内に残存している鉛管（個人財産）の解消の推進を図るために布設状況を調査し、使用者に情報を提供する。

- ・ 宅地内鉛管の情報提供 実施対象戸数 7,000件

**カ お客さまの信頼の向上**

**(7) 申請手続の電子化** **42,588 千円**

水道関係の全ての申請手続を電子化することを目指し、令和3年度は、利用件数の多い上下水道料金の口座振替や水道料金の減免等の手続の電子化を行う。

**キ 地域社会や国際社会への貢献**

**(7) 箱根地区水道事業包括委託事業** **1,054,633 千円**

水道事業における公民連携モデルを普及させるため、中小規模事業体においても活用可能なモデルの確立を目指し、箱根地区において水道事業の包括委託（第2期）を行う。

[債務負担行為]（債務負担行為限度額 5,267,000 千円 平成30～令和5年度）

**(イ) 障害福祉サービス事業所への水道メーター分解作業業務委託事業** **8,955 千円**

障害福祉サービス事業所の受注拡大と障害者の経済的自立の促進等に寄与するため、処分予定の使用済水道メーターを分解し分別する作業を給水区域内の障害福祉サービス事業所に委託する。

- ・ 委託数量 48,000個

**(ウ) 施工時期の平準化に向けた取組み**

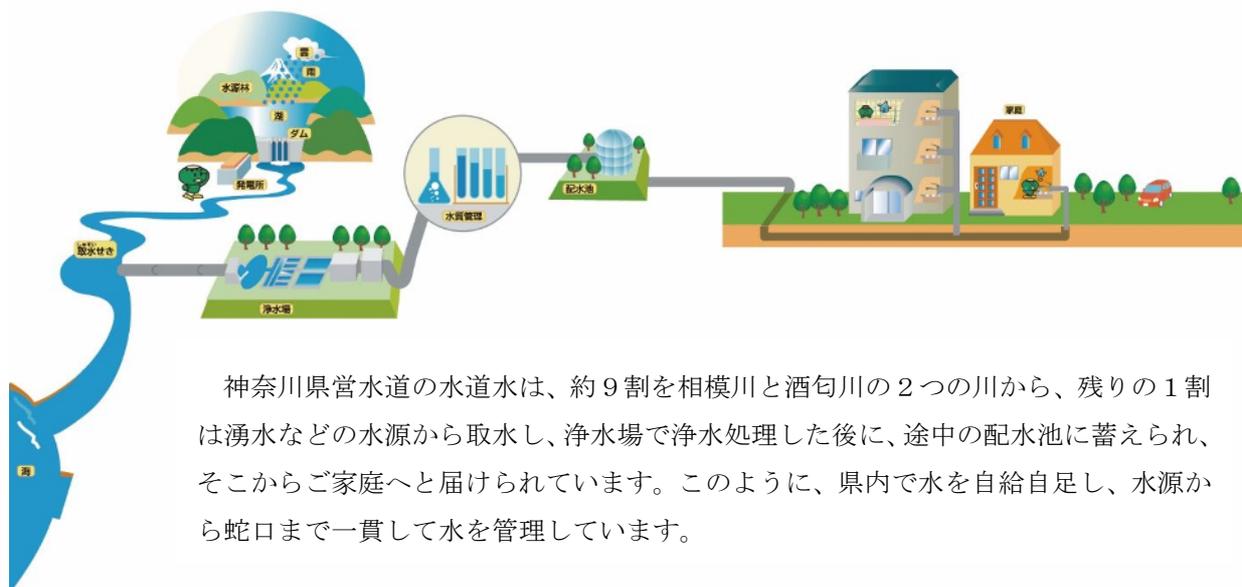
県内中小企業への支援対策として、年間を通じて切れ目のない事業展開ができるよう、工期が12ヶ月未満の工事でも年度にとらわれず機動的に工事発注するため債務負担行為（ショート債務）を設定する。

※令和3年度設定工事本数34本（管工事30本、その他4本）（令和2年度管工事20本）

[12ヶ月未満の工事に係る債務負担行為の新規設定]

（債務負担行為限度額 1,861,953 千円 令和3～4年度）

(参考) 水源から蛇口まで



神奈川県営水道の水道水は、約9割を相模川と酒匂川の2つの川から、残りの1割は湧水などの水源から取水し、浄水場で浄水処理した後に、途中の配水池に蓄えられ、そこからご家庭へと届けられています。このように、県内で水を自給自足し、水源から蛇口まで一貫して水を管理しています。

電 氣 事 業

## 2 電 気 事 業

### (1) 経営の目標

「神奈川県公営企業の設置等に関する条例」で定める電気事業の経営の目標は、次のとおりである。

#### ア 発電業務

##### (7) 発電所

相模、津久井、道志第1、道志第2、道志第3、道志第4、愛川第1、愛川第2、早戸川、早川、玄倉第1、玄倉第2、柿生及び城山の各水力発電所並びに谷ヶ原及び愛川の各太陽光発電所

(イ) 最大出力 357,657キロワット

(ウ) 供給電力量の基準 781,705,000キロワットアワー

イ 水の供給業務 毎秒最大12.49立方メートル

### (2) 現有施設の概況（令和3年4月1日現在）

#### ア 発電所

（単位：kW）

発電所名	最大出力	発電機数 台数	発電所型式	所在地
相模	31,000	2	ダム式	相模原市緑区若柳
津久井	25,000	2	1号ダム水路式 2号水路式	〃 緑区谷ヶ原
道志第1	10,500	1	ダム水路式	〃 緑区牧野
道志第2	1,050	1	〃	〃 〃
道志第3	1,000	1	水路式	〃 〃
道志第4	59	2	〃	〃 〃
愛川第1	24,200	1	ダム式	愛甲郡愛川町半原
愛川第2	1,200	1	〃	〃 〃
早戸川	72	1	水路式	相模原市緑区鳥屋
早川	2,900	1	〃	足柄下郡箱根町宮城野
玄倉第1	4,200	1	〃	足柄上郡山北町玄倉
玄倉第2	2,900	1	〃	〃 〃
柿生	680	1	〃	川崎市麻生区黒川
城山	250,000	4	日調整純揚水式※	相模原市緑区川尻
谷ヶ原太陽光	1,000	-	太陽光	〃 緑区谷ヶ原
愛川太陽光	1,896	-	太陽光	愛甲郡愛川町半原
計	357,657	20		

※城山発電所の概要については、31ページを参照

## イ 水の供給施設

ダム	名称	相模ダム	沼本ダム
	型式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	堤高	58.4 m	34.5 m
	堤頂長	196.0 m	126.0 m
	堤体積	174,000 m <sup>3</sup>	52,356 m <sup>3</sup>
貯水池	名称	相模貯水池	沼本調整池
	湛水面積	3.26 km <sup>2</sup>	0.347 km <sup>2</sup>
	総貯水量	63,200,000 m <sup>3</sup>	2,330,000 m <sup>3</sup>
	有効貯水量	48,200,000 m <sup>3</sup>	1,534,000 m <sup>3</sup>
	有効水深	22.0 m	5.8 m
	満水位	標高 167.0 m	標高 121.0 m

### (参考) 水の供給先の内訳

(単位：m<sup>3</sup>)

事業者名	毎秒最大水量	備考
神奈川県	1.39	上水道用水
横浜市	5.55	上水道及び工業用水道用水
川崎市	5.55	〃
計	12.49	

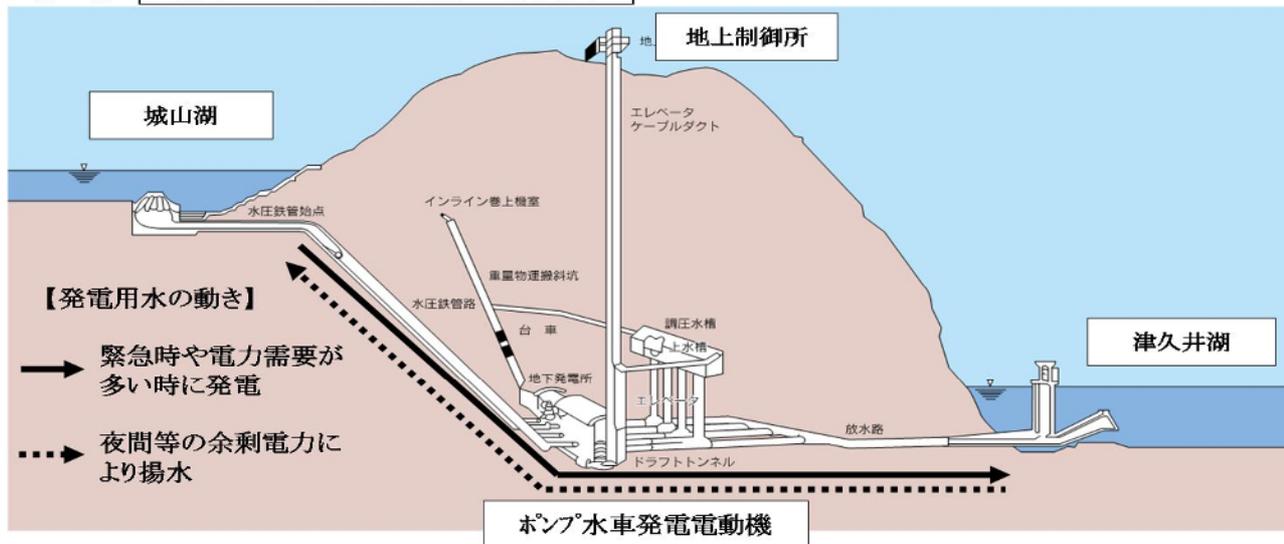
相模ダムと相模発電所



城山発電所



(参考) 揚水式：城山発電所の概要図



城山発電所は、わが国初の大規模な日調整純揚水式発電所です。この発電所は、夜間の余剰電力を利用して下池である津久井湖の水を上池である城山湖にくみ揚げておき、昼間のピーク電力需要時にその水を使って発電するものです。火力や原子力発電所に比べ電力需要の急激な変化に早く対処できるのが特徴で、電力需給の安定に大きく貢献しています。

### (3) 令和3年度当初予算の概要

#### ア 令和3年度電気事業会計当初予算額

(単位:千円)

科目等		年度	令和3年度 当初予算額 A	令和2年度 当初予算額 B	増減額 A-B
収益的 収支	収益的収入 a		8,363,640	8,343,962	19,678
	内 訳	水力発電料金収入	5,967,500	5,981,034	△ 13,534
		太陽光発電料金収入	122,720	123,999	△ 1,279
		その他収入	2,273,420	2,238,929	34,491
	収益的支出 b		8,059,424	8,048,627	10,797
	内 訳	職員費	1,691,440	1,671,272	20,168
		修繕費、委託費	2,684,604	2,457,324	227,280
		減価償却費等	1,656,554	1,797,772	△ 141,218
		支払利息	59,059	79,241	△ 20,182
		その他支出	1,967,767	2,043,018	△ 75,251
消費税等資本的収支調整額 c		137,877	179,446	△ 41,569	
当年度利益剰余金又は欠損金 (a-b-c) d		166,339	115,889	50,450	
資本的 収支	資本的収入 ①		2,024	102,024	△ 100,000
	資本的支出 ②		2,152,263	2,625,802	△ 473,539
	内 訳	建設改良事業費等	1,533,434	1,992,402	△ 458,968
		元金償還金	618,829	633,400	△ 14,571
	資本的収支差引額(①-②)		△ 2,150,239	△ 2,523,778	373,539

(参考)

資金 収支	前年度末資金残高③	15,955,206	16,458,179	△ 502,973
	当年度分資金収支④	△ 234,056	△ 502,973	268,917
	資金残高(③+④)	15,721,150	15,955,206	△ 234,056

(注1) 令和2年度当初予算額の「前年度末資金残高」は、令和元年度決算を反映させた額である。

(注2) 「当年度分資金収支」は、当年度利益剰余金・損益勘定留保資金等から資本的収支差引額を差し引いたものである。

イ 電力料金収入の状況

(7) 水力発電による収入

(単位：千円)

項目 \ 年度	令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	増減額	前年度対比
電力料金収入	5,967,500	5,981,034	△ 13,534	99.8%

(単位：kWh)

項目 \ 年度	令和3年度	令和2年度	増減	前年度対比
年間目標供給電力量	703,601,990	680,549,000	23,052,990	103.4%

(イ) 太陽光発電による収入

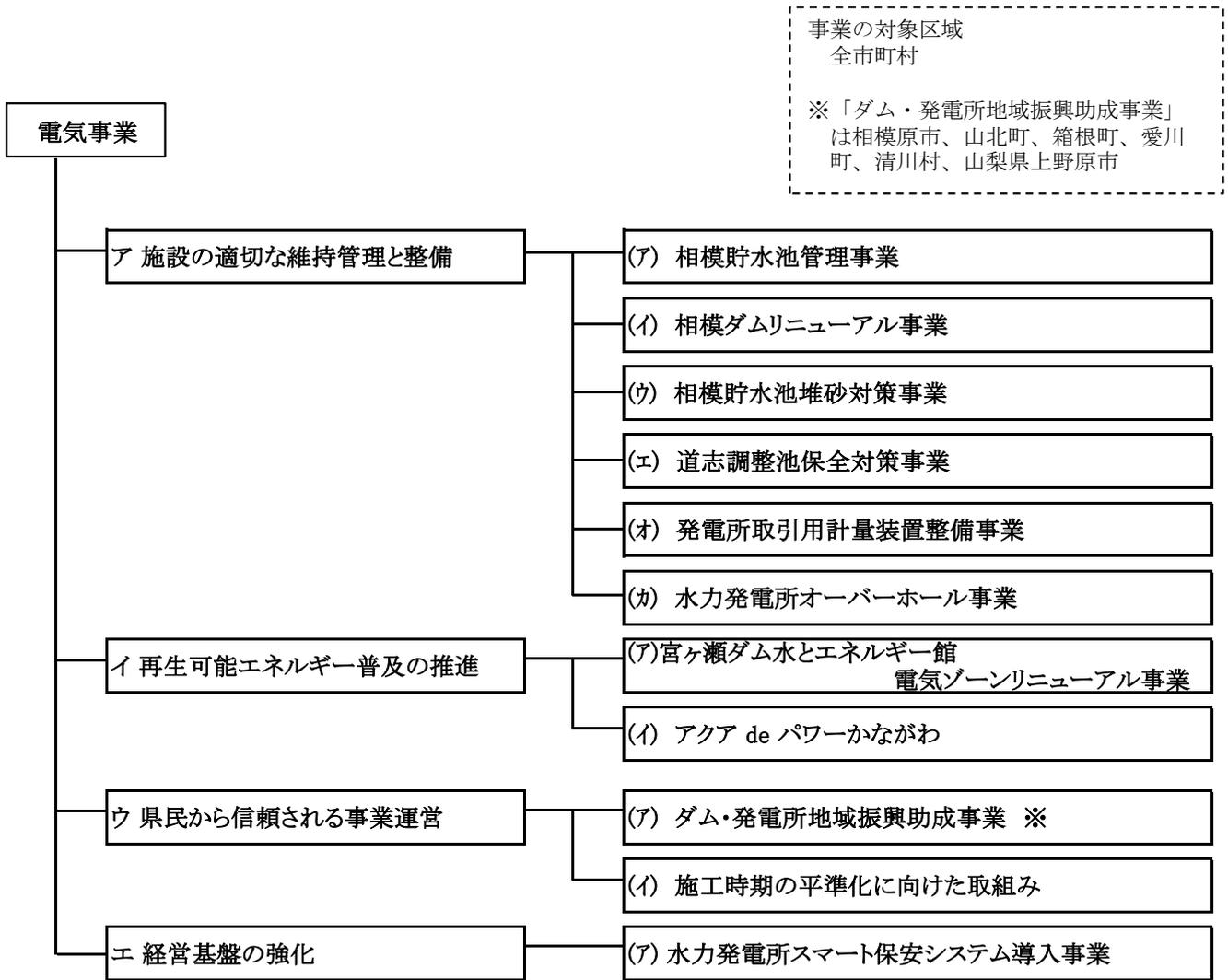
(単位：千円)

項目 \ 年度	令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	増減額	前年度対比
電力料金収入	122,720	123,999	△ 1,279	99.0%

(単位：kWh)

項目 \ 年度	令和3年度	令和2年度	増減	前年度対比
年間目標供給電力量	2,888,770	2,918,910	△ 30,140	99.0%

(4) 令和3年度電気事業主要事業体系図



## (5) 主な事業の概要

### ア 施設の適切な維持管理と整備

#### (7) 相模貯水池管理事業 658,746 千円

発電用水及び水道用水の安定供給を図るため、相模ダム・沼本ダム諸設備の整備等を行う。

#### (イ) 相模ダムリニューアル事業 516,159 千円

相模ダムは、昭和 22 年の完成以来 70 年以上が経過し、経年劣化により大規模な施設の更新が必要となっていることから、事業計画に基づき、「相模ダムリニューアル事業」を着実に実施する。

[債務負担行為]

(債務負担行為限度額 444,290 千円  
令和 2～3 年度)

[債務負担行為の新規設定]

(債務負担行為限度額 296,483 千円  
令和 3～4 年度)



▶ 相模ダムと貯水池

#### (ウ) 相模貯水池堆砂対策事業 1,474,911 千円

相模貯水池の上流域の災害防止と有効貯水容量の維持を図るため、相模貯水池堆砂対策事業計画に基づき堆積土砂の除去等を行う。

・堆積土砂しゅんせつ工事 15 万 $m^3$

#### (エ) 道志調整池保全対策事業 290,480 千円

道志調整池上流域の災害防止と発電用水量の確保を図るため、堆積土砂の除去等を行う。

#### (オ) 発電所取引用計量装置整備事業 80,294 千円

電力システム改革第 2 段階（小売及び発電の全面自由化）に対応するため、30 分単位で発電電力量が計測できる計量装置（電力量計等）の整備を行う。

(カ) 水力発電所オーバーホール事業 333,330 千円

電力の安定供給を図るため、愛川第1発電所、愛川第2発電所及び相模発電所発電機の大規模な修繕（オーバーホール）を行う。

- ・愛川第1発電所オーバーホール  
[債務負担行為]（債務負担行為限度額 619,300 千円 令和元～3年度）
- ・愛川第2発電所オーバーホール  
[債務負担行為]（債務負担行為限度額 489,500 千円 令和元～3年度）
- ・相模発電所オーバーホール  
[債務負担行為の新規設定]（債務負担行為限度額 460,000 千円 令和3～4年度）

イ 再生可能エネルギー普及の推進

(ア) 宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館電気ゾーンリニューアル事業 51,502 千円

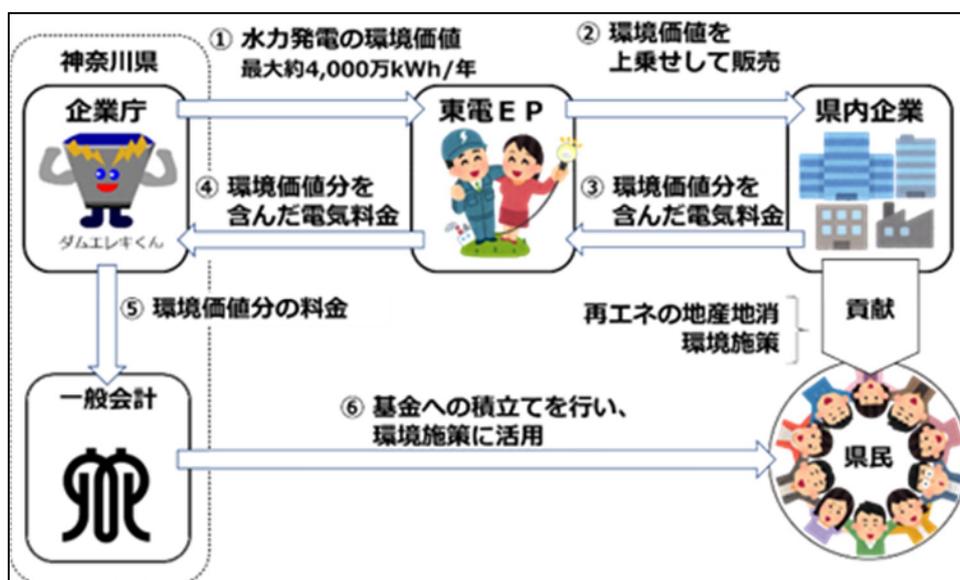
再生可能エネルギーの普及啓発を行う重要な施設である「宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館」の「電気ゾーン」は、設置から20年以上が経過したことから、新たな映像系技術を導入するなど、施設の全面リニューアルを行う。

[債務負担行為]（債務負担行為限度額 56,452 千円 令和2～3年度）

(イ) アクア de パワーかながわ 5,924 千円(収入)  
5,386 千円(支出)

県と企業庁、東京電力エナジーパートナー株式会社が協働し、企業庁の水力発電所で発電した電気的环境価値を活用して、再生可能エネルギーの地産地消及び県内企業の二酸化炭素排出量の削減並びに県の環境施策を推進する。

〈事業スキーム〉



## ウ 県民から信頼される事業運営

### (7) ダム・発電所地域振興助成事業 18,000 千円

県営電気事業に対する理解・協力と地域振興に資するため、発電所等所在市町村が実施するダム・発電所を活用した事業に対して助成を行う。

### (イ) 施工時期の平準化に向けた取組み

県内中小企業への支援対策として、年間を通じて切れ目のない事業展開ができるよう、工期が 12 ヶ月未満の工事でも年度にとらわれず機動的に工事発注するため債務負担行為（ショート債務）を設定する。

※令和 3 年度設定工事本数 3 本

[12 ヶ月未満の工事に係る債務負担行為の新規設定]

(債務負担行為限度額 30,413 千円 令和 3～4 年度)

## エ 経営基盤の強化

### (7) 水力発電所スマート保安システム導入事業 61,930 千円

水力発電所の効率的な保守管理の実現と、故障などによる停止時間の短縮を目的に、設備の状態信号や計測値、既存の指示値などのデータを遠隔で収集・解析が可能となるスマート保安システムを導入する。

# 公營企業資金等運用事業

### 3 公営企業資金等運用事業

#### (1) 経営の目標

「神奈川県公営企業の設置等に関する条例」で定める公営企業資金等運用事業の経営の目標は、次のとおりである。

- ア 神奈川県の一般会計又は他の特別会計に対する長期貸付け
- イ 相模川総合開発共同事業に伴い横浜市、川崎市及び横須賀市が負担する建設資金に対する貸付け
- ウ 相模貯水池の有効貯水容量の回復等を図るための同貯水池の建設改良事業に係る横浜市、川崎市及び横須賀市の負担金に対する貸付け
- エ 相模貯水池及び城山貯水池の水質保全に寄与する農業集落排水処理施設の整備事業に係る相模原市の負担金その他の資金に対する貸付け
- オ 国債、公営企業債等の証券の所有及び処分
- カ 地域振興のための駐車場、スポーツ施設等の用に供する土地、建物等の取得、管理及び処分
- キ カに規定する資産以外の土地、建物等の取得、管理及び処分
- ク 神奈川県公営企業の開発調査

(2) 地域振興施設の概況（令和3年4月1日現在）

地域振興施設は、企業庁の自主事業として整備したものと、市町の要請により整備し、当該市町に有償譲渡したものがあり、ともに効率的な運営管理を図りつつ地域の振興に貢献しています。

ア 企業庁自主事業

施設名	所在地	概要	完成年度
中沢テニスコート	相模原市	全天候型テニスコート4面 更衣棟1棟	昭和54
平塚配水池レクリエーション広場野球場	平塚市	軟式野球場1面 駐車場等	昭和56
寒川浄水場いこいの広場テニスコート施設	寒川町	全天候型テニスコート5面 オートマシントennisコート等	昭和60
プロミティふちのベビル	相模原市	鉄骨及び鉄骨鉄筋コンクリート造 7階建 延床面積 10,665.28m <sup>2</sup>	平成2

イ 市町村要請事業

施設名	所在地	概要	完成年度
新大山駐車場	伊勢原市	収容台数 90台 料金所 便所等	昭和55
茅ヶ崎立体駐車場	茅ヶ崎市	鉄骨造4階建 収容台数 477台 二輪車 63台	昭和56
平塚市紅谷町立体駐車場	平塚市	鉄骨鉄筋コンクリート造6階建 収容台数 372台 自転車 265台	昭和56
名倉グラウンド	相模原市	グラウンド 24,450m <sup>2</sup> 駐車場 36台収容 その他付帯施設	昭和58
寒川浄水場いこいの広場プール施設	寒川町	50mプール 25mプール 子供プール スライダー付プール	昭和59
緑の休暇村テニスコート施設	相模原市	全天候型テニスコート3面 更衣棟 宿泊棟 休憩棟 駐車場	昭和60
こだまプール	相模原市	50mプール 子供プール スライダープール	昭和61
湯河原町スポーツセンター	湯河原町	鉄骨鉄筋コンクリート造 3階建 延床面積 3,430.93m <sup>2</sup>	昭和63
大山駐車場周辺自動車等折り返し広場	伊勢原市	鉄筋コンクリート造 中空式 1,610m <sup>2</sup>	平成3
座間市ふれあい会館	座間市	鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 1,454.79m <sup>2</sup>	平成6
座間市民健康センター	座間市	鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 2,094.30m <sup>2</sup>	平成8
小田原市栄町駐車場	小田原市	鉄骨造 19層 2棟 収容台数 460台	平成9
寒川総合図書館・寒川文書館	寒川町	鉄骨鉄筋コンクリート造 4階 地下1階 延床面積 4,707.14m <sup>2</sup>	平成18
海老名市食の創造館	海老名市	鉄骨造、2階建 延床面積 3,484.21m <sup>2</sup>	平成24
開成町あじさい公園発電所	開成町	開放型らせん水車 最大出力 2.2kW	平成26

### (3) 令和3年度当初予算の概要

#### 令和3年度公営企業資金等運用事業会計当初予算額

(単位：千円)

勘定区分		令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	増減額	区 分	令和3年度	令和2年度	増減額
損益	収入	977,548	1,016,358	△ 38,810	当 年 度 利益剰余金	249,753	227,731	22,022
	支出	707,611	760,221	△ 52,610				
資本	収入	3,329,349	3,779,810	△ 450,461	補 填 財 源 使 用 額	4,411,570	4,043,564	368,006
	支出	7,740,919	7,823,374	△ 82,455				
計	収入	4,306,897	4,796,168	△ 489,271				
	支出	8,448,530	8,583,595	△ 135,065				

### (4) 主な事業の概要

事業の対象区域 全市町村  
※「地域振興施設等整備事業」は横浜市、川崎市及び相模原市の一部は対象外

#### ア 資金・資産の効果的な活用

##### (7) 水道事業会計への長期貸付金

7,000,000千円

(単位：千円)

区分	貸付総額	令和2年度末 貸付残高	令和3年度		令和3年度末 貸付残高
			貸付額	償還額	
水道事業会計	67,500,000	44,584,612	7,000,000	3,145,364	48,439,248
相模原市	208,660	52,240	-	9,528	42,712
計	67,708,660	44,636,852	7,000,000	3,154,892	48,481,960

#### イ 地域振興事業の推進

##### (7) 地域振興施設等整備事業※

528,007千円

公営企業の保有資金・技術力を活用し、市町村からの施設の整備要請に基づき、地域経済の発展、住民福祉の向上に寄与する施設を整備し、有償で譲渡する。

- ・山北町洒水の滝遊歩道整備事業 【令和3年度予算 258,016千円】  
[継続費] (継続費総額 382,000千円 令和2～3年度)
- ・寒川町学校給食センター整備事業 【令和3年度予算 250,000千円】  
[継続費の新規設定] (継続費総額 2,258,000千円 令和3～4年度)
- ・寒川町宮さむかわ庭球場整備事業 【令和3年度予算 19,991千円】



▲ 山北町洒水の滝 遊歩道  
(完成イメージ図)



▲ 寒川町学校給食センター  
(完成イメージ図)

## ウ 情報収集・情報発信の強化

### (ア) ドローン活用強化事業

3,516 千円

自動操縦機能などの最新機能を搭載した機種を追加配備し、ダム・貯水池の維持管理や災害対応等にドローンを本格的に活用するとともに、操縦研修を実施するなどの操縦人材育成に取り組む。

### (イ) LINEによる情報発信

6,610 千円

コミュニケーションアプリ「LINE」を活用し、突発断水等に関する情報やダム放流情報のほか、詐欺等の注意喚起やイベント情報などを効果的に発信する。

# 相模川総合開発共同事業

## 4 相模川総合開発共同事業

### (1) 経営の目標

「神奈川県公営企業の設置等に関する条例」で定める相模川総合開発共同事業の経営の目標は、次のとおりである。

#### ア 神奈川県と横浜市、川崎市及び横須賀市とが共有する次に掲げるものの管理

(ア) 城山ダム及びこれに付帯する施設

(イ) 寒川取水施設

#### イ 神奈川県と横浜市及び横須賀市とが共有する寒川取水施設の管理

#### ウ 取水量

(ア) アに係るもの（相模川総合開発共同事業）

毎秒最大15立方メートル（日量1,296,000立方メートル）

(イ) イに係るもの（相模川高度利用事業）

毎秒最大1立方メートル（日量86,400立方メートル）

(参考) 取水量の内訳

#### アに係るもの（相模川総合開発共同事業）

(単位：m<sup>3</sup>)

事業者名	毎秒最大水量	備 考
神奈川県	2.86	上水道用水
横浜市	5.66	上水道及び工業用水道用水
川崎市	4.78	〃
横須賀市	1.70	上水道用水
計	15.00	

#### イに係るもの（相模川高度利用事業）

(単位：m<sup>3</sup>)

事業者名	毎秒最大水量	備 考
神奈川県	0.435	上水道用水
横浜市	0.483	〃
横須賀市	0.082	〃
計	1.000	

(2) 現有施設の概況（令和3年4月1日現在）

ア 城山ダム	型	式	重力式コンクリートダム
	堤	高	75メートル
	堤 頂	長	260メートル
	堤 体	積	362,000立方メートル
イ 津久井湖 (城山貯水池)	湛 水 面	積	2.47平方キロメートル
	総 貯 水 量		62,300,000立方メートル
	有 効 貯 水 量		51,200,000立方メートル
	有 効 水 深		29メートル
	満 水 位		標高124メートル
ウ 連絡水路 (城山ダム ー津久井分水池)	長	さ	913.4メートル
	内	径	3.8メートル
エ 串川取水施設	堰 の 長 さ		34メートル
	堰 の 高 さ		7メートル
	導水路の長さ		1,970メートル
オ 寒川取水施設	堰 の 長 さ		270メートル
	堰 の 高 さ		6メートル
	導水路の長さ		308.80メートル（総合開発）
			292.75メートル（高度利用）
	沈砂池の大きさ		4,800立方メートル 2池（総合開発） 8,000立方メートル 2池（高度利用）



▲ 城山ダムと貯水池

### (3) 令和3年度当初予算の概要

#### 令和3年度相模川総合開発共同事業会計当初予算額

(単位：千円)

勘定区分		令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	増減額
損益	収入	2,024,879	2,008,147	16,732
	支出	2,024,879	2,008,147	16,732
資本	収入	645,668	405,319	240,349
	支出	645,668	405,319	240,349
計	収入	2,670,547	2,413,466	257,081
	支出	2,670,547	2,413,466	257,081

### (4) 主な事業の概要

事業の対象区域（事業者）

神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市

#### ア 貯水池等の管理

##### (7) 城山ダム施設管理事業

1,968,248 千円

城山ダム施設の適正な運営を行うため、ダム施設及び城山貯水池（津久井湖）の維持管理等保全対策を行う。

- ・雨量観測テレメータ設備更新工事

[債務負担行為の新規設定]（債務負担行為限度額 66,935 千円 令和3～4年度）



▲ 城山ダム

# 酒 匂 川 総 合 開 発 事 業

## 5 酒匂川総合開発事業

### (1) 経営の目標

「神奈川県公営企業の設置等に関する条例」で定める酒匂川総合開発事業の経営の目標は、次のとおりである。

#### ア 神奈川県と神奈川県内広域水道企業団及び東京発電株式会社とが共有する三保ダムの管理

##### イ 取水量

毎秒最大20.95立方メートル（日量1,809,500立方メートル）

### (2) 現有施設の概況（令和3年4月1日現在）

ア 三保ダム	型 式	土質しゃ水壁型ロックフィルダム
	堤 高	95メートル
	堤 頂 長	587.7メートル
	堤 体 積	5,816,000立方メートル
イ 丹沢湖	湛水面積	2.18平方キロメートル
	総貯水量	64,900,000立方メートル
	有効貯水量	54,500,000立方メートル
	有効水深	39.2メートル
	満水位	標高321.5メートル



▲ 三保ダム洪水吐放流

(3) 令和3年度当初予算の概要

令和3年度酒匂川総合開発事業会計当初予算額

(単位：千円)

勘定区分		令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	増減額	
損益	収入	1,466,210	1,459,405	6,805	
	支出	1,466,210	1,459,405	6,805	
資本	収入	359,093	871,101	△	512,008
	支出	359,093	871,101	△	512,008
計	収入	1,825,303	2,330,506	△	505,203
	支出	1,825,303	2,330,506	△	505,203

(4) 主な事業の概要

事業の対象区域（事業者）

神奈川県、神奈川県内広域水道企業団及び東京発電株式会社

ア 貯水池等の管理

(7) 三保ダム施設管理事業

1,085,333 千円

三保ダム施設の適正な運営を行うため、ダム施設の維持管理等保全対策を行う。

- ・非常用予備発電設備更新工事

[債務負担行為]（債務負担行為限度額 118,413 千円 令和2～3年度）

(4) 貯水池等保全対策事業

699,130 千円

三保貯水池（丹沢湖）の保全を図るため、堆積土砂の除去等を行う。



◀ 三保ダムと貯水池

発行 神奈川県企業庁企業局財務部財務課  
〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 045-210-1111 (代表)